

顧問先様へ

11月も半ばを過ぎ今年もあとひと月半となりました。今年の年末調整事務は前年からのマイナンバー導入も含めいくつか確認点がありますので、見ていきたいと思えます。

◆ 通勤手当の非課税限度額の変更…10万円から15万円に変更されました

→ ただしこれについては交通手段により合理的な方法に基づいて計算されたものに限りです

◆ 国外に居住する親族に係る扶養親族控除の適用

→ 非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除等の適用を受けるためには、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を源泉徴収義務者に提出又は提示する必要があります

◆ マイナンバーの記載が必要になる資料

→ 年末調整に必要な4つの資料(「扶養控除等申告書」「配偶者特別控除申告書」「保険料控除申告書」「住宅借入金等特別控除申告書」)のうち、「扶養控除等申告書」のみにマイナンバーの記載が必要になります。

税務署から事業所に送られてきている年末調整関係資料ですか、今年から扶養控除等申告書や源泉徴収簿の送付枚数が1枚となっていますので、必要な部数だけコピーをして作成をしていただきたいと思います。また各書類についてもいくつか変更点があります。

・源泉徴収票の様式の変更

- > 受給者の個人番号欄(マイナンバー)の追加
- > 住宅借入金等特別控除の額の内訳欄の追加
- > 控除対象配偶者欄と控除対象扶養親族欄の追加
- > 支払者の個人番号又は法人番号欄の追加
- > 16歳未満扶養親族欄の追加

・報酬・料金等の支払調書の様式の変更

・不動産使用料等の支払調書の様式の変更

- > 支払者の個人番号又は法人番号欄の追加

・法定調書合計表の様式の変更

- > 支払者の個人番号又は法人番号欄の追加

加えて、個人住民税特別徴収の強化が進んでいるようです。



年末調整の準備資料

税務署からは扶養控除等申告書や法定調書合計表等が入った年末調整関係の書類が送付されてきていると思います。その中にある扶養控除等申告書を従業員数分印刷していただき、各従業員に記入をしていただきます。加えて年末調整に必要な生命保険の控除証明書や住宅ローン借入金年末残高証明書なども、各従業員に提出をしてもらっておいてください。

1. 平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

→ この申告書には平成 28 年分の扶養控除対象の住所・氏名やマイナンバーの記載をお願いします
また各扶養者に所得がある場合には平成 29 年中の所得の見積額についても記載していただきます
※なお記載例と簡単な記入方法を別紙にまとめています

2. 平成 28 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書

→ 社会保険料、生命保険料、地震保険料、小規模共済等掛金など所得控除となるものの控除額を確認します。また配偶者の給与収入が 103 万円以上 141 万円未満である場合には配偶者特別控除が受けられますので、その配偶者の所得金額についても確認を行います

3. 給与所得に対する平成 28 年分所得税源泉徴収簿

→ 1 年間の給与・賞与の金額と各種控除による年末調整を行ない、年税額の計算をします

上記の1の平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書については、現在給料を受給しているすべての人について作成していただくようお願いします。また年内に住所や扶養親族数に変更があった場合には、その異動年月日と異動の理由をお知らせください。2と3については、下記の証明書類をお預かりすることにより当事務所で計算を行います。また 12 月末までに支払う給与(賞与)等の金額を早めにお知らせいただくようお願いいたします。



ご準備しておいていただく証明書類

- * 平成 28 年中に支払った国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料の金額がわかる資料
- * 生命保険料・介護保険料・個人年金保険料の控除証明書(生命保険会社から送付されます)
- * 地震保険料・旧長期損害保険料の控除証明書(損害保険会社から送付されます)
- * 小規模企業共済掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金の支払証明書
- * 税務署から送付されている平成 28 年分住宅借入金等特別控除証明書と金融機関が発行する住宅借入金の年末残高等証明書 ※ただし住宅ローン控除のある人のみ
- * 中途入社の方で年末調整を行う人がいる場合は前職の会社の源泉徴収票

また次の方については年末調整を行うことができません

- ・ 本年中の主たる給与の総額が 2,000 万円を越える人
- ・ 年末調整を行なう日の前日までに扶養控除等申告書を提出していない人
- ・ 2 カ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人
- ・ 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用している人

なお医療費控除、寄付金控除、初年度分の住宅ローン控除については年末調整でなく確定申告で計算を行いますので、対象の方がいる場合には当事務所までお知らせください。

◆ 給与所得者の扶養控除等申告書記載の簡単な確認点

- ・申告書上部右側欄への記載
 - ・「世帯主の指名」欄は住民票で世帯主となっている人を記載
 - ・「あなたとの続柄」欄は世帯主とあなたとの続柄を記入。世帯主があなたの場合は「本人」、世帯主が奥様の場合は「妻」、世帯主が父の場合は「父」と記載します
 - ・「従たる給与についての扶養控除等申告書の提出」欄には、基本的に記入の必要はありませんが、仕事をかけもちしてその仕事先に「従たる給与についての扶養控除等申告書」という書類を提出している場合には「○」をつけます
- ・主たる給与から控除を受ける A: 控除対象配偶者欄
 - ・「平成 29 年中の所得の見積額」欄には平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年間所得の見積額を記入します。0 円の場合は「0」と記入します
 - ・「非居住者である親族」欄には同居の場合には何も記入しません。別居の場合は「○」とします
 - ・「生計を一にする事実」欄には同居の場合には何も記入しません。別居の場合のみ「平成 29 年分の送金額」を記入します
- ・主たる給与から控除を受ける B: 控除対象配偶者欄
 - ・「あなたとの続柄」欄には、扶養親族の続柄を記入します。子どもなら「子」、もしくは「長男」「長女」「次男」など、両親なら「父」「母」、祖父母なら「祖父」「祖母」などです
- ・他の所得者が控除を受ける扶養親族等欄
 - ・特に記載の必要はありません